

軽自動車にかかる各種申請手続きについて

【名義変更】 ※原動機付自転車・小型特殊自動車を除く。

申請に必要な書類等	詳 細
自動車検査証記入申請書	新しい使用者の押印 ※個人の場合は認印、法人の場合は代表者印 新・旧所有者の押印 ※個人の場合は認印、法人の場合は代表者印
自動車検査証	
使用者の住所を証する書面	《個人の場合》 住民票抄本または印鑑(登録)証明書等であって、発行されて3カ月以内のもの 《法人の場合》 商業登記簿謄本(抄)本もしくは登記事項証明書または印鑑(登録)証明書等であって発行されてから3カ月以内のもの
自動車損害賠償責任保険証明書または自動車損害賠償責任共済証明	使用者が変わった場合に必要。
車両番号標(ナンバープレート)	同じ管轄であれば、変更する必要はありません。
軽自動車税(種別割)申告書	軽自動車検査協会等の窓口に備え付けてあります。
軽自動車税(環境性能割)申告書	軽自動車税(環境性能割)申告書は、必要のない場合があります。

【住所変更】 ※原動機付自転車・小型特殊自動車を除く。

申請に必要な書類等	詳 細
自動車検査証記入申請書	新しい使用者の押印 ※個人の場合は認印、法人の場合は代表者印 新・旧所有者の押印 ※個人の場合は認印、法人の場合は代表者印
自動車検査証	
使用者の住所を証する書面	《個人の場合》 住民票抄本または印鑑(登録)証明書等であって、発行されて3カ月以内のもの 《法人の場合》 商業登記簿謄本(抄)本もしくは登記事項証明書または印鑑(登録)証明書等であって発行されてから3カ月以内のもの
車両番号標(ナンバープレート)	同じ管轄であれば、変更する必要はありません。
軽自動車税(種別割)申告書	軽自動車検査協会等の窓口に備え付けてあります。

【廃車】 ※原動機付自転車・小型特殊自動車を除く。

申請に必要な書類等	詳 細
自動車検査証返納証明書交付申請書	使用者印 ※個人の場合は認印、法人の場合は代表者印
自動車検査証返納届出書	
手数料	350円(自動車検査証返納証明書の交付を受ける場合のみ)
自動車検査証	
車両番号標(ナンバープレート)	紛失等により無くなってしまった場合は、車両番号未処理分理由書を提出。 ※使用者の押印が必要。
軽自動車税(種別割)申告書	軽自動車検査協会等の窓口に備え付けてあります。

※※申請に必要な書類等が揃っていない車両の廃車について※※

●納税者本人(原則所有者ですが、所有権留保の車両の場合は使用者になります。)の手続きにより可能。

<ul style="list-style-type: none"> ・車検証はあるが、ナンバープレートがない。 ・車検証、ナンバープレートともないが、所有者及び使用者情報(特に所有権留保の場合、所有者の住所・氏名)を把握している。 ・ナンバープレートがあっても、所有者及び使用者情報(特に所有権留保の場合、所有者の住所・氏名)を把握している。 ・解体していて、車検証・ナンバープレートともないが、解体証明がある。所有者、使用者情報(特に所有権留保の場合、所有者の住所・氏名)を把握している。 ・解体していて、車検証・ナンバープレート・解体証明ともないが、解体証明の番号等がわかる。所有者、使用者情報(特に所有権留保の場合、所有者の住所・氏名)を把握している。 	<p>福島県軽自動車協会 TEL 024-546-2577</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートごと解体し、解体証明がなく、解体証明の番号等もわからない。(車検証がない場合も含む。) ・売却したが、売却先で手続きをしていない。(車検証・ナンバープレートともに引き渡した場合) ・何年も前から車両が存在しない。(経過がわからない場合) 	<p>軽自動車検査協会福島事務所 TEL 050-3816-1837</p>

【手続窓口】

区分	車種	窓口
軽自動車	排気量660cc以下の四輪 もしくは三輪の自動車	軽自動車検査協会福島事務所 〒960-8165 福島市吉倉字谷地18-1 TEL 050-3816-1837
軽二輪車 小型二輪車	排気量125ccを超える二輪車	東北運輸局福島陸運支局 〒960-8165 福島市吉倉字吉田54 TEL 050-5540-2015
原動機付自転車 小型特殊自動車 (農作業用・その他)	排気量125cc以下の二輪車 小型特殊車両・農耕機等	猪苗代町役場税務課 〒969-3123 猪苗代町字城南100 TEL 0242-62-2113(直通)